

## 特定接種に係る登録に関する説明会における質疑事項

平成 26 年 1 月 30 日、31 日

札幌市保健所感染症総合対策課

### 【登録対象について】

Q、精神科以外に内科の外来は行っているが、この場合、内科で入院対応できなければ登録できないのか？

A、内科の外来で新型インフルエンザ等の診断・治療等を行うのであれば、登録していただきたい。

Q、外来診療は行うとして、人的、物的支援に協力しない場合には登録できないのか？

A、人的、物的支援は、医療機関の規模等を考えて協力を依頼する予定である。新型インフルエンザ等の診断・治療等を行うのであれば登録していただきたい。

Q、新型インフルエンザ等患者の診察、検査、治療、入院の全てに対応できなければ登録できないのか？

A、全てに対応する必要はなく、医療機関の規模等を考えて協力を依頼する予定である。

### 【登録後の対応について】

Q、人的、物的な協力とは具体的にどんなことか？

A、人的協力については、特定接種・住民接種の従事、帰国者・接触者外来での診療従事等を、物的協力については、他事業所の職員に特定接種を行う場合の施設等の利用、帰国者・接触者外来で診療を行う場合の器材の持ち寄り等を想定している。

Q、医師も一人で職員も少ない診療所のため、医療体制の協力といわれても困難である。

A、それぞれの医療機関の診療規模や機能に応じた協力をお願いすることになる。

Q、Q&Aに新型インフルエンザ等診療型に登録した場合に公表されるとあるが、重大緊急医療型に登録した場合も公表されるのか？

A、公表される予定である。

### 【事業型について】

Q、新型インフルエンザ等診療型と重大緊急医療型の違いは？

A、新型インフルエンザ等診療型は、新型インフルエンザ等の診断・治療等を行う場合に該当する。重大緊急医療型は、登録対象者に関する基準の「事業の種類細目」に記載された医療機関等で、生命の維持に関わるような医療を行う場合に該当する。なお、両方に該当する場合は、新型インフルエンザ等診療型を選択していただきたい。

Q、重大緊急医療型に登録した場合の職種について、窓口職員や患者の送迎を行う職員は接種対象者となるか？

A、これらの職員は接種対象外となる。

【登録する従業員数について】

Q 登録申請書の従事者数について、パート職員を常勤換算すると実人員より少なくなるがどうすればいいのか？

A 登録者数を実人員にすると、同じ業務量の医療機関の間で登録者数に不均衡が起こることになる。勤務体制を調整するなどの対応が必要になるが、登録者数は常勤換算とすることにご理解いただきたい。

【接種実施医療機関について】

Q、すでに薬局から特定接種実施医療機関として協力してほしいといわれているが、自院が特定接種に係る登録を行っていなくても薬局の協力医療機関になってよいのか。

(Q&A 問8)

A、接種実施医療機関は、特定接種の登録医療機関である必要はない。